

# 利根郡1町3村共同利用方式による統合型校務支援システム 導入業務委託事業 指名型プロポーザル実施要項

## 1 目的

片品村教育委員会、川場村教育委員会、昭和村教育委員会、みなかみ町教育委員会が設置する利根郡学校関係ICT共同化推進協議会（以下、「協議会」という。）は、統合型校務支援システム（以下、「校務支援システム」という。）を共同調達・共同利用することで、コストの削減や、相互に連携協力し事務負担の軽減を図る。また、校務にかかる業務を効率化することで、教職員への負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間の拡大につなげ、指導内容のさらなる充実を図る。

協議会は、校務支援システムを提供する業者を選定するために必要な事項を以下のとおり定める。

## 2 業務名

令和元年度 利根郡1町3村共同利用方式による統合型校務支援システム導入業務委託事業

## 3 業務の内容

別添「利根郡1町3村共同利用方式による統合型校務支援システム導入業務委託事業仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

## 4 業務場所

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町（以下、「1町3村」という。）内の公立小中学校及び教育委員会事務局

## 5 業務規模

提案限度額の総額は、71,200千円（消費税及び地方消費税込を含む）

※企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

## 6 履行期間

契約締結の日から2024年12月31日までとする。なお、費用については2020年1月1日から2024年12月31日までの60ヶ月間を月割で支払うものとし、各月額費用は平準化するものとする。

## 7 提案内容

提案書の記載内容については、別紙「提案書作成要領」に記載のとおりとする。

## 8 契約方法等

指名型プロポーザル方式により受託候補者（以下、「本件受託候補者」という。）を選定し、1町3村各々が本件受託候補者との間で個別に協議の上、仕様書の内容を確定し、契約を締結する。

## 9 契約の時期

本件受託候補者決定の日以降、2週間以内に1町3村各々において個別に契約を締結すること。

## 10 プロポーザル参加要件

(1) 参加者は次に掲げる要件を満たしていること。

ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

イ) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

ウ) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡り小切手を出していないこと。

エ) 次の申立てがなされている者ではないこと。

①破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

②会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て

③民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て

オ) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押及び競売手続の開始決定がなされていないこと。

カ) 事業税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。

キ) 平成31年4月1日現在で1町3村何れかの入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。

ク) 1町3村が措置する入札参加資格停止期間中の者でないこと。

ケ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

コ) 群馬県及び1町3村からの暴力団排除に関する要綱等に規定する排除措置を受けている者でないこと。

サ) 群馬県内に営業所(支社)を有すること。

## 11 事業スケジュール(※諸事情により変更することがある。)

令和元年 7月29日(月) 指名通知(告示)

令和元年 8月 5日(月) 質問書・参加表明書提出期限

令和元年 8月 8日(木) 質問回答期限・参加辞退届提出期限

令和元年 8月21日(水) 企画提案書提出期限

令和元年 8月29日(木) 選定審査会による面談審査

令和元年 9月 6日(金) までに審査結果通知(予定)

↓

本件受託候補者の決定後、1町3村との間で個別に契約締結

↓

契約締結後、3か月以内に運用開始

※本業務についての説明会を実施する予定はない。

## 12 プロポーザルへの参加等について

(1) 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、参加表明書及び必要書類等を令和元年8月5日(月)までに

提出すること。

(2) 企画提案書提出期間及び提出方法等

参加表明書を提出した者は、令和元年7月30日（火）午前9時から令和元年8月21日（水）午後4時までの間に、企画提案書及び添付書類等を持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合は期限までに必着させること。）なお、持参又は郵送以外での提出は認めない。

(3) 提出先

名 称：利根郡学校関係 I C T 共同化推進協議会事務局

所在地：利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町中央公民館 2階（みなかみ町教育委員会事務局内）

担当課：学校教育課 学校教育係 担当：澤口

連絡先：TEL 0278-62-2275 FAX 0278-62-0632

E-mail：office-kyo-gaku@town.minakami.gunma.jp

(4) 提出書類

別添「令和元年度 利根郡1町3村共同利用方式による統合型校務支援システム導入業務委託事業プロポーザル提出書類一覧」のとおり

(5) その他

提出された企画提案書等は協議会の所有物とする。

### 13 質問及び回答

(1) 受付期間及び提出方法等

令和元年7月30日（火）から令和元年 8月 5日（金）午後4時までの間にFAX又は電子メールにて受け付ける。FAX又は電子メール送信後、速やかに事務局まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、受付期間以外の期間に提出された質問書は、一切受け付けない。また、口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出先・提出書類

提出先は、前記12の（3）提出先と同じ。

提出書類は、前記12の（4）提出先と同じ。

(3) 回答期日

令和元年 8月 8日（木）までに回答する。

(4) 回答方法等

FAX又は電子メールにて質問及び回答内容を、参加表明書を提出した者に送信する。

なお、質問書に対する回答は、本要項の追加又は修正とみなすこと。

### 14 企画提案書提出の辞退

(1) 企画提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、参加辞退届に辞退理由を記載し、1部提出すること。

(2) 参加表明書または企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、（1）と同様に参加辞退届を提出すること。

(3) 辞退届提出期限

令和元年 8月 8日(水) 午後4時まで

(4) 提出先まで直接持参または郵送 (FAX不可) すること。

※持参の場合は、上記提出期限までの午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日祝日を除く)に持参すること。

※郵送の場合は、上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を提出先の担当まで電話連絡し、到着確認をすること。

## 15 審査

(1) 選定審査会

利根郡1町3村共同利用方式による統合型校務支援システム導入業務委託プロポーザル審査会の審査委員において審査する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書による書類審査、面談審査の総合的な評価により本件受託候補者を選定する。

(3) 企画提案書の審査

提出された企画提案書の内容について書類審査を実施する。面談審査の要件を満たすと判断された者が3者以上あった場合は、書類審査の得点の高い順に上位2者までを面談審査の対象とする。

なお、書類審査の結果は電子メールで通知する。面談審査の対象者には、あわせて面談審査の詳細について通知する。

(4) 面談審査

ヒアリング審査とし、プレゼンテーションと質疑応答により行う。

ア) プレゼンテーション審査

プレゼンテーションは、提案者による口頭説明及びその説明や提案書の内容に関し、審査員が質疑する形式で実施する。この際の追加資料は認めない。

イ) スケジュール

①開催日 令和元年 8月29日(木) 午後1時30分～(予定)

②開催場所 利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町中央公民館大会議室(予定)

ウ) 出席者

出席者は本件業務の従事予定者を含み、1参加者あたり4名以内とする。出席者のうち、提案内容の説明は本件業務の従事予定者とし、質疑に対する応答を行う者は本件業務の従事予定者及び参加者の直接的関係者、製品メーカーの精通者とし、形式的な説明役を担う者の起用を禁ずる。

エ) その他

①机、椅子、電源、スクリーン及びプロジェクタは事務局が用意する。それ以外の物品については、参加者の負担において用意すること。

②時間は20分とし、別途約15分以内の質疑応答を行う。準備と片付けは各10分以内で完了すること。

③プレゼンテーション審査は、非公開とする。

④プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順を原則とする。

(5) 審査内容及び評価基準

以下の評価基準に基づいて公正かつ厳正に審査を実施し、本件受託候補者を1者選定する。書類審査、面談審査による企画提案書を評価する基準は下表の通りとし、各項目とも審査会の委員8名の合計点を採用する。審査結果により、最高点を得た者を本件受託候補者として選定し、次点者を優先交渉権第2位として選定する。なお、最高点を獲得した者が複数あった場合は見積金額が低い者を本件受託候補者とする。

審査項目	審査事項
企画提案者の概要	会社概要、導入実績、保有資格
企画提案書の内容	業務内容の理解度 導入・運用計画及び実施体制と実施方針 提案内容の具体性、実現性、継続性、整合性 プレゼンテーションの積極性 など
導入・運用の費用	事業の費用及び請求方法など

(6) 選定審査内容、結果についての異議は認められない。

(7) 審査結果等の通知と公表

審査結果については、令和元年 9月 6日(金)までに文書で通知する。また、みなかみ町ホームページ入札情報に掲載する。

## 16 提案に係る費用の負担

提案書の作成等プロポーザルに要する一切の費用は、すべて参加者の負担とする。

## 17 その他

- (1) 提出された提案書類は選定結果にかかわらず返却しない。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 提案内容に対して審査会から質問がある場合、参加者に連絡することがある。また、必要に応じて、提案書の補正や追加資料の提出を依頼することがある。
- (4) 審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。
- (5) 本件受託候補者の特定後、1町3村と本件受託候補者が協議の上、業務の仕様書を確定させることから、必要に応じ仕様の訂正、追加、削除等を行う可能性があることに留意すること。
- (6) 契約は、仕様を確定させた後、最終見積りを行い、契約書を取り交わすことをもって成立となる。
- (7) 特段の事由により、本件受託候補者との契約締結に至らなかったときは、優先交渉権第2位の者を新たな本件受託先候補者にできるものとする。
- (8) 参加者は、本件提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。